

令和2年7月定例教育委員会次第

日時：令和2年7月30日（木）
午前9時30分～午前11時
場所：犬山市役所2階202会議室

1. 開会

2. 教育長報告
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第16号議案 令和3年度使用小中学校用教科用図書の採択について (学校教育課)

第17号議案 令和2年度犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について
(学校教育課)

第18号議案 犬山市図書館協議会委員の任命について (文化スポーツ課)

第19号議案 犬山市民展審査会委員の委嘱について (文化スポーツ課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|--------------------------------|---------------------|------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) 令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) 令和2年度全国学力・学習状況調査について | (学校教育課) | 口頭 |
| (4) 新型コロナウイルス感染症対策による行事について | (学校教育課) | No.3 |
| (5) 子ども未来園・犬山幼稚園運動会について | (子ども未来課) | No.4 |
| (6) 犬山市祖父母手帳「グランパマ・ブック」の配布について | (子ども未来課) | No.5 |
| (7) 8月・9月行事予定表について | (学校教育課) | No.6 |
| (8) 議会の議決を経るべき事件 | (学校教育課)
(子ども未来課) | No.7 |
| (9) いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.8 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第16号議案

令和3年度使用小中学校用教科用図書採択について

尾張西部教科用図書採択地区協議会で選定された令和3年度使用小中学校用教科用図書について、犬山市教育委員会の採択決定をお願いいたします。

令和2年7月30日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和3年度使用小中学校用教科用図書の採択決定の必要があるからです。

令和2年7月17日

丹葉地方教育事務協議会会長様

尾張西部教科用図書採択地区協議会長

恒川武



令和3年度使用小・中学校用教科用図書の選定結果について

このことについて、下記のとおり報告しますので、貴教育委員会議において議題とし、ご決定の上、別紙通知様式を参考にし、貴管内小中学校へご通知ください。

なお、教科用図書需要数の調査にかかわりがありますので、速やかな対応についてご配慮願います。

記

- 1 令和3年度使用小学校用教科用図書 別紙1
- 2 令和3年度使用中学校用教科用図書 別紙2

添付参考資料

中学校 各教科の選定理由書

(各小中学校へは配付しない。)

令和3年度使用 小学校用教科用図書

種目	発行者		教科書名	教科書番号						
	番号	略称		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
国語	38	光村	こくご〜上かざぐるま 下ともだち	107	207					
			こくご二上たんぼば 下赤とんぼ	108	208					
			国語三上わかば 下あおぞら			307	407			
			国語四上かがやき 下はばたき			308	408			
			国語五銀河 国語六創造							
書写	17	教出	しょうがくしゅしゃーねん二年 小学書写三〜六年	103	203	303	403	503	603	
社会	2	東書	新しい社会3 新しい社会4			301	401	501	601	
			新しい社会5上下					502	602	
地図	46	帝国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳3・4・5・6年				302			
算数	61	啓林館	わくわくさんすう 1	108	208	308	408			
			わくわく算数 2〜4上下		209	309	409			
			わくわく算数 5・6					508	608	
理科	4	大日本	たのしい理科 3年〜6年			302	402	502	602	
生活	2	東書	どきどきわくわく あたらしいせいせいかつ上	101						
			あしたへジャンプ 新しい生活 下	102						
音楽	17	教出	小学音楽 おんがくのおくりもの 1	101	201	301	401	501	601	
			小学音楽 音楽のおくりもの 2〜6							
図画工作	116	日文	ずがこうさく1・2上たのしいな おもしろいな	103						
			ずがこうさく1・2下たのしいな おもしろいな	104						
			図画工作3・4上ためたよ 見つけたよ			303				
			図画工作3・4下ためたよ 見つけたよ			304				
家庭	2	東書	図画工作5・6上見つめて 広げて					503		
			図画工作5・6下見つめて 広げて					504		
保健	4	大日本	新しい家庭 5・6					501		
外国語 英語	2	東書	たのしいほけん 3・4年			302			502	
			たのしい保健 5・6年							
			NEW HORIZON Elementary English Course 5 NEW HORIZON Elementary English Course Picture Dictionary NEW HORIZON Elementary English Course6						501	502
道徳	38	光村	どうとく1〜3 きみが いちばん ひかるとき 道徳 4〜6 きみが いちばん ひかるとき	105	205	305	405	505	605	

別紙2

令和3年度使用 中学校用教科用図書

種 目	発行者		教科書名	教科書番号			
	番号	略称		1年	2年	3年	
国 語	38	光 村	国語 1～3	704	804	904	
書 写	17	教 出	中学書写	703			
社 会	地 理	2	東 書	701			
	歴 史	2	東 書	705			
	公 民	2	東 書			901	
地 図	46	帝 国	中学校社会科地図	702			
数 学	61	啓林館	未来へひろがる数学 1～3	705	805	905	
理 科	4	大日本	理科の世界 1～3	702	802	902	
音 楽	一 般	17	教 出	中学音楽	701		
				1 音楽のおくりもの 2・3上下 音楽のおくりもの		801 802	
	器楽合奏	17	教 出	中学器楽 音楽のおくりもの	751		
美 術	116	日 文	美術 1 美術との出会い	703			
			美術 2・3上 学びの実感と広がり			803	
			美術 2・3下 学びの探求と未来			804	
保健体育	4	大日本	中学校保健体育	702			
技 術 ・ 家 庭	技術分野	2	東 書	新しい技術・家庭 技術分野		701	
	家庭分野	2	東 書	新しい技術・家庭 家庭分野		701	
英 語	2	東 書	NEW HORIZON English Course 1 2 3	701	801	901	
道 徳	17	教 出	中学道徳1 とびだそう未来へ 中学道徳2 とびだそう未来へ 中学道徳3 とびだそう未来へ	702	802	902	

犬山市教育委員会第17号議案

犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市特別支援教育連絡協議会規則第3条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和2年7月30日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和2年度の犬山市特別支援教育連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和2年度 犬山市特別支援教育連絡協議会 委員名簿(順不同、敬称略)

No.	① 選出区分	② 氏名	③ 所属	④ 新規 継続(期数)	⑤ 備考
1	学識経験者	岩田 吉生	愛知教育大学 准教授	継続 (3期)	
2	特別支援学校の職員	大西 宏幸	小牧特別支援学校 中学部主事	継続 (2期)	
3	学校関係者	岸 宏行	犬山市小中学校長会長	新規	
4	学校関係者	水野 幹伸	犬山市特別支援教育 研究協議会長	新規	
5	学校関係者	鈴木 早智	犬山市小中学校教頭会	新規	
6	学校関係者	浅井 敬史	犬山市教務主任会	新規	
7	学校関係者	川口 大輔	犬山市校務主任会	新規	
8	学校関係者	河村百合子	犬山幼稚園長	継続 (5期)	
9	学校関係者	小室 武	市教研特別支援教育 研究委員会	新規	
10	学校関係者	真野かおる	市養護教諭連絡会	継続 (2期)	
11	学校関係者	大島奈保美	市特別支援学級連絡 協議会	新規	
12	健康福祉部	額額由美子	健康推進課	継続 (5期)	
13	教育部	矢野ひとみ	子ども・子育て監	新規	
14	教育部	鈴木 努	子ども未来センター	継続 (2期)	
15	教育部	後藤まゆみ	こすもす園	新規	
16	教育部	神谷 勝治	学校教育課	継続 (4期)	
17	教育部	長谷川 誠	学校教育課	新規	

1 設置について

○犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市特別支援教育連絡協議会を設置する。

○教育委員会の諮問に応じ、犬山市立幼稚園条例(平成27年条例第2号)第2条の規定により設置する犬山市立幼稚園及び市立小中学校において学習障害、注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症等を有する者の需要に応じた教育的支援を図るため必要な事項について協議及び調査する。

○委員は20人(以内)とする。

○委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。

○犬山市特別支援教育連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。

○協議会の委員は、学識経験者、学校関係者、団体関係者、犬山市及び教育委員会事務局に属する者の中から教育委員会が委嘱及び任命する。

○協議会に、会長、副会長を置く。

2 協議会の開催について

○12月ごろを予定

○関係機関との連携・協力・情報共有など

3 審議会の女性比率(3割以上に努める)

○ 41.2%

犬山市教育委員会第18号議案

犬山市図書館協議会委員の任命について

図書館法第15条及び犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例第6条の規定により別紙のとおり任命するものである。

令和2年7月30日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市図書館協議会委員の辞職に伴い、犬山市図書館協議会委員を任命する必要があるからである。

犬山市図書館協議会委員名簿

(案)

今回任命を予定する委員 任期 任命の日～令和3年6月30日

NO	氏名	所属・役職	選出区分	備考
1	角田 仁	名古屋経済大学図書館館長	学識経験のある者	新規 前任者 富岡 仁

任期中の委員 任期 令和元年7月1日～令和3年6月30日

NO	氏名	所属・役職	選出区分	備考
1	宮地 瑛子	犬山市社会教育審議会委員 (婦人会連絡会協議会会長)	社会教育関係者	
2	古川 よし子	どんぐり文庫主宰	家庭教育の向上に 資する活動を行う 者	
3	小幡 章子	元皇學館大学教育学部教育学科助 教授	学識経験のある者	

任期中の委員 任期 令和2年5月12日～令和3年6月30日

4	児島 千尋	犬山市小中学校代表 (東小学校校長)	学校教育関係者	前任者 若原公代
5	寺岡 由紀	犬山市立図書館ボランティア連絡 会代表 (おはなしぼっくす)	家庭教育の向上に 資する活動を行う 者	前任者 大澤英子

(男女比 男性17%、女性83%)

- 図書館法(昭和25年4月30日施行)に基づき設置。
- 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員が任命
- 犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年6月30日条例第18号)に基づき、委員の定数及び任期その他必要な事項について定める。
- 委員の定数10名以内
- 委員の任期2年。ただし再任を妨げない。
- 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員の旅費については、費用弁償を支給する。
- 犬山市図書館協議会規則(平成2年9月25日教委規則第4号)に基づき協議会を開催
- 協議会には委員長及び副委員長を置く
- 協議会の会議は委員長が招集

2)役割 (図書館法 昭和25年4月30日施行 及び 犬山市図書館協議会規則 平成2年9月25日教委規則第4号)

○図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる。

3)報酬

○日額7,200円(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

○委員が地方公務員法に規定する地方公務員の場合、地方公務員法第24条第4項に基づき報酬は無支給とする。

○委員の旅費については費用弁償を支給

令和元年度は1回開催(第2回は新型コロナ対策により中止)

犬山市教育委員会第19号議案

犬山市民展審査会委員の委嘱について

犬山市民展審査会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和2年7月30日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市民展審査会委員を委嘱するために必要があるからである。

第66回犬山市民展審査会委員名簿（案）

	部門	氏名	備考
1	日本画の部	伊藤 恵以知(栄一)	継続
2		長瀬 喜久男	継続
3		笥 直子	新規
4	洋画・デザインの部	矢萩 武三志	継続
5		野村 とも子	継続
6		かわい ふくみ (田中 福美)	継続
7	書の部	松浦 白碩(康幸)	継続
8		落合 深淵(義光)	継続
9	彫塑工芸の部	石川 裕	継続
10		田口 哲也	継続
11	写真の部	中道 慶一	継続
12		道家 晴規	継続
13	詩の部	岡田 義彦	継続
14		かわい ふくみ (田中 福美)	新規
15	短歌の部	馬淵 典子(安田)	継続
16	俳句の部	宮地 瑛子	継続
17		酒井 とし子	継続
18	川柳の部	飯田 秀水(英男)	新規
19		丸山 重司	継続

【委嘱期間：令和2年7月31日から令和3年7月30日まで】

【女性比率：37%】

1)設置について

- 犬山市附属機関設置条例(平成28年12月28日条例第36号)に基づき審査会を設置する。
 - ・教育委員会の諮問に応じ、市が実施する犬山市民展の入賞者の選定に関する事項について審議する。
 - ・委員は22人以内とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
 - ・委員の任期は、1年とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
- 犬山市民展審査会規則(平成29年3月27日教委規則第15号)に基づき審査会を開催する。
 - ・審査会の委員は、美術又は文芸に造詣の深い者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - ・審査会に会長を置く。
 - ・審査会は会長が招集する。

2)役割

- 犬山市民展入選作品等の審査をおこなう

3)報酬

- 日額7,200円
(犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)